

年　月　日

## 令和 7 年度 後期分授業料免除申請に係る申告書 (前期申請があつた者)

愛知教育大学長 殿

所属（課程・専攻等）\_\_\_\_\_

学籍番号\_\_\_\_\_

学生氏名(自署)\_\_\_\_\_

住 所\_\_\_\_\_

携帯番号\_\_\_\_\_

連帯保証人氏名(署名)\_\_\_\_\_

令和 7 年度授業料免除の前期申請内容について、下記のとおり申告します。

- 後期分授業料免除申請基準日（10月1日）において、前期分申請時の家族状況・収入状況・就学状況等申請内容に変更はありません。

添付書類： 令和 7 年度(令和 6 年分)課税(所得)証明書もしくは非課税証明書

※本人及び家族全員分(兄弟姉妹で就学者の分を除く)申請のしおり3頁の赤字部分をよく確認してください。

・次年度の前期申請時に同じものを提出していただきます。申請予定の場合は必ずコピーを手元に保管しておいてください。次年度にコピーの提出がない場合は再度原本を取得していただきます。

(注) 次ページに記載のある事項に変更があった場合、変更申請が必要です。このページの一番下のにチェックを入れ、必要書類を提出してください。

- 前期免除結果は家計基準外による不許可でしたが、臨時所得が含まれていたため、後期も申請を継続します。→上記変更申請なしと同様の添付書類を提出してください。

- 後期分授業料免除申請基準日（10月1日）において、前期分申請内容に変更が生じたため、後期分授業料免除の変更を申請します。

※次頁の該当する項目にをし、「申請のしおり」3ページの「①-1」を参照して必要書類を提出してください。

## 変更申請が必要になるケース

### 【家族状況の変更】

- 申請者本人又は就学者の兄弟姉妹が自宅通学から自宅外通学に変更、もしくはその逆。
- 同居する人数や家族構成がかわった。（結婚、離婚、死亡、就職による転居等）
- 主たる学資負担者が単身赴任で別居した。
- 兄弟姉妹が、9月入学で就学者となった、又は卒業・退学等で就学者でなくなった。
- 同一生計者で障害者認定を受けた者がいる。
- その他（）

### 【同一生計者の収入状況の変更】

- 就職、退職、転職、復職した者がいる。
- 前期申請時から家族の勤務先がかわった。
- 前期申請時から家族の勤務形態が正社員からパートにかわった、又はその逆。
- 自営業を始めた、又は廃業した者がいる。
- 年金の受給が始まった、又は終了した者がいる。
- 前期申請後から9月末までに、臨時収入があった。
- 公的な手当額の変更があった。
- 雇用保険の受給が始まった、又は終了した。
- 傷病手当金の受給が始まった、又は終了した。
- その他（）